

愛媛県フットサルリーグ運営要項

第1条 加入条件

- 1、愛媛県フットサルリーグに加入するチームは、下記の各項の要件をすべて満たさなくてはならない。
 - ①愛媛県フットサル連盟に加盟するチームで、(公財)日本サッカー協会に「フットサル1種」または「フットサル2種」の種別で加盟登録した選手登録数8名以上の単独のチームであること。
 - ②(公財)日本サッカー協会に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「フットサル1種」チームは、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は、「フットサル2種」のみとし、「フットサル1種」年代の選手は適用対象外となる。
 - ③第1項、または、第2項のチームに所属する16歳以上の男子選手であること。
 - ④外国籍選手は1チームあたり3名までとする。
 - ⑤有資格者の審判員を3名以上有していること、そのうち1名はF3級以上の審判資格を有していること。
 - ⑥ユニフォームをフィールドプレイヤー、ゴールキーパーそれぞれ正、副2色をそろえていること
- 2、すでに加入しているチームでも、前項の要件が欠けた場合は除名する。
- 3、新規加入に関する条件は、別に定める。

第2条 加盟登録

- 1、登録は年度当初の定められた期日までに「大会登録票」を愛媛県フットサルリーグに提出する。
- 2、選手および役員は、本リーグにおいて同時に複数のチームで参加できない。
- 3、18歳未満の選手を登録する場合は、保護者の同意を得るものとする。
- 4、年度途中での追加登録は、その年度の11月末まで認める。
その選手の出場する試合3日前までに追加登録した大会登録票をリーグ事務局にメールで送付すること。
- 5、大会登録票に記載されていない選手は試合に出場することができない。
- 6、選手の登録抹消についても追加登録と同様とする。
- 7、新規に加盟しようとするチームは前年の12月末日までにリーグ事務局まで届け出ることとし、加盟の可否については評議会で決定する。

第3条 会計

- 1、登録チームは定められた期日までに、年会費 60,000 円を会計担当に納めること。
- 2、会計担当は納められた登録料を保管し、運用し年度末に監事の監査を受け、評議会の承認を受ける。
- 3、新規加盟チームは新規登録料 30,000 円を別途納入する。

第4条 競技規則

- 1、大会実施年度の（公財）日本サッカー協会フットサル競技規則に準ずる。
（競技規則の改定があった場合は審判委員会にて適用時期を決定する）

第5条 試合形式

- 1、リーグは加盟チームの2リーグ制とし、対戦方法は運営委員会により決定する。
- 2、順位は勝点制とし、試合の勝者には3点、引き分けには1点、敗者は0点とする。勝点が同一の場合は全試合の得失点差とする。
共に同一の場合は、全試合の総得点の多いチームを上位とする。
さらに同一の場合は当該チーム同士の対戦成績とする。
- 3、試合時間は1部40分間、2部36分間のプレーイングタイムとしハーフタイムのインターバルは10分間（第1ピリオド終了から第2ピリオド開始まで）同点の場合、延長戦は行わない。
- 4、交代要員は9名まで登録することができ、9名の随時交替を認める。

第6条 試合の成立

- 1、キックオフ予定時間を5分経過しても5名に満たない場合は棄権扱いとする。但し正当な理由により事前に試合に参加できないことを、愛媛県フットサルリーグ運営委員会に連絡している場合はこの限りでない。
- 2、審判が来なかった試合は再試合とし、その費用は審判担当チームの負担とする。

第7条 選手の服装等

- 1、ユニフォームは（公財）日本サッカー協会、ユニフォーム規定に準ずる。
※ユニフォームのうちシャツの色彩は、通常審判が着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
- 2、ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、当該チームが所属す

る県サッカー協会に申請し、当該県サッカー協会及び（公財）日本サッカー協会の承認を得なければならない。

- 3、競技者の用具は（公財）日本サッカー協会フットサル競技規則に準ずる。
- 4、競技者の用具のうち、アンダーシャツ、タイツ、ストッキングテープの色は、チームで統一されていればユニフォームと同色でなくとも認める。ただし本リーグに限り、他の大会では認められない。

第8条 審判及び運営

- 1、審判は試合を行っていないチームより行う相互審判制とする。
- 2、審判は主審を3級以上、第2審判を4級以上の有資格者が行わなければならない。
- 3、審判は黒色のユニフォームを着用すること。
- 4、審判を行うチームは必ず第3審判を置き、試合の記録をさせること。
- 5、審判を行うチームは必ずタイムキーパーを置かなければならない。
- 6、審判を行ったチームは試合結果を審判報告書に記載し速やかに運営委員会に報告すること。

第9条 審判の判定に対する抗議

- 1、審判の判定に対する抗議は認めない。
- 2、判定に不服があるときは評議会議長に異議申し立てを行うことができる。

第10条 制裁

- 1、退場処分を受けた選手は自動的に次の試合に出場停止とし、以後の試合は規律委員会で決定する。
- 2、棄権試合の戦績は5-0とし、棄権2回を重ねたチームはリーグ戦より除名し以後の試合は行わない。その戦績は抹消する。
- 3、登録選手以外の選手を出場させた場合は、その試合は棄権試合とし、その後の試合については規律委員会で決定する。

第11条 規律委員会

- 1、愛媛県フットサルリーグ規約及び本要領の決定事項に違反した場合、及び重大な不正行為があった場合は、規律委員会を開催しその処分を決定する。但し、除名処分については評議会において決定しなければならない。
- 2、規律委員会及び評議会で決定した処分の内容については、リーグ加盟全チームに決定内容を報告する。

付 則

- ①この要領にない事項については各種委員会で決定する。決定した事項については速やかに文書を持って加盟全チームに通知する。
- ②この要領の改廃は評議会で行わなければならない。
- ③この要領は平成15年4月1日から施行する。

付 則

- ①この改正要領は平成16年4月1日から施行する。

付 則

- ①この改正要領は平成21年4月1日から施行する

付 則

- ①この改正要領は平成22年4月1日から施行する。

付 則

- ①この改正要領は平成26年4月1日から施行する。

付 則

- ①この改正要領は平成31年4月1日から施行する。

付 則

- ①この改正要領は令和3年4月1日から施行する。

付 則

- ①この改正要領は令和4年4月1日から施行する。